

議第21号

高山市消防団条例の一部を改正する条例について

高山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

消防団員の定員を見直すため改正しようとする。

高山市消防団条例の一部を改正する条例

高山市消防団条例（昭和39年高山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 消防団員の定員は、 <u>2,100</u> 人とする。	(定員) 第2条 消防団員の定員は、 <u>1,700</u> 人とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。